

令和5年2月 適正化巡回指導項目別調査結果

区分	重点	調査事項	指導件数	(否)件数	(否)割合(%)
I. 事業計画等	1	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	125	5	4
	2	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	125	4	3.2
	3	自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	125	3	2.4
	4	乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適切か。	125	5	4
	5	乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	125	5	4
	6	届出事項に変更はないか(役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)。(本社巡回に限る。)	79	0	0
	7	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	100	0	0
	8	名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	100	1	1
II. 帳票類の整備、報告等	1	事故記録が適正に記録され、保存されているか。	29	2	6.9
	2	自動車事故報告書を提出しているか。	2	0	0
	3	運転者台帳が適切に記入等され、保存されているか。	125	8	6.4
	4	車両台帳が整備され、適切に記入等されているか。	125	2	1.6
	5	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る。)。	97	9	9.3
III. 運行管理等	1	運行管理規程が定められているか。	125	0	0
	○ 2	運行管理者が選任され、届出されているか。	91	2	2.2
	3	運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	88	11	12.5
	4	事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	101	0	0
	○ 5	過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適切に管理されているか。	125	22	17.6
	6	過積載による運送を行っていないか。	101	0	0
	○ 7	点呼の実施及びその記録・保存は適正か。	125	23	18.4
	8	乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	125	3	2.4
	9	運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	94	14	14.9
	10	運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	18	6	33.3
	○ 11	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	125	18	14.4
	○ 12	特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	73	35	47.9
	○ 13	特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	72	25	34.7
IV. 車両管理等	1	整備管理規程が定められているか。	95	2	2.1
	○ 2	整備管理者が選任され、届出されているか。	95	2	2.1
	3	整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	89	21	23.6
	4	日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	125	1	0.8
	○ 5	定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	125	25	20
V. 労基法等	1	就業規則が制定され、届出されているか。	52	3	5.8
	2	36協定が締結され、届出されているか。	88	6	6.8
	3	労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	100	0	0
	○ 4	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適切にされているか。	125	35	28
VI. 法定福利	1	労災保険・雇用保険に加入しているか。	117	12	10.3
	2	健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	117	20	17.1
VII. 運輸安全マネジメント	1	運輸安全マネジメントの実施は適切か。	100	0	0

巡回種別／評価区分	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	30	35	22	7	1	0	95
新規(新規参入)	0	1	2	0	1	0	4
新規(新設営業所)	0	1	0	0	0	0	1
特別(労基通報による乗務時間調査)	0	0	0	0	0	0	0
特別(支局監査後の改善確認)	0	0	0	0	0	0	0
個別(5両未満の靈柩事業者)	0	0	0	0	0	25	25
合計	30	37	24	7	2	25	125
比率	24%	30%	19%	6%	2%	20%	100%